

福島県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、農林水産業共同利用施設（以下「共同利用施設」という。）が災害を受けた場合に当該共同利用施設の速やかな復旧を図り、農林水産業経営の安定に寄与するため、補助事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同利用施設 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合その他営利を目的としない法人で、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「政令」という。）第1条の2で定める者の所有する共同利用施設で別表に掲げるものをいう。

(2) 災害 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

(3) 激甚災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第2条第1項の規定により激甚災害として政令で指定された災害をいう。

(4) 災害復旧事業 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった共同利用施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該共同利用施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするもののうち、1箇所の工事費用が40万円以上のものをいう。

(5) 補助事業者 災害復旧事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合その他営利を目的としない法人で政令第1条の2で定める者をいう。

2 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった共同利用施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上のものは、この要綱の適用については、前項第4号の災害復旧事業とみなす。

3 第1項第3号及び前項の場合において、1の施設について災害にかかった箇所が150メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに1の施設について、災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが、当該施設の効用上困難又は不適當なものは、1箇所の工事とみなす。

ただし、当該工事を施行する者が2以上あるものについては、この限りでない。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助金は、補助事業者が共同利用施設の災害復旧事業を行うのに要する経費の10分の2以内とし、当該補助事業者に対して交付するものとする。

ただし、当該共同利用施設の使用開始後の経過年数が、法定耐用年数等（財務省令に定める年数の1.4倍年、農業倉庫の場合は建設後満50年）を既に経過している場合は補助の対象とはならない。

2 前項で定める災害復旧事業を行うのに要する経費の範囲は、政令第2条で定めるものとする。

(補助率の特例)

第4条 激甚災害法第2条第2項の規定により同法第6条の措置が指定された場合において、激甚災害法施行令第19条で定める地域内の施設については、第2条第1項第4号及び第2項中「40万円」とあるのは「13万円」と、第3条中「10分の2」とあるのは「10分の4（当該事業費のうち40万円をこえる部分については10分の9）」とし、その他の地域内の施設については、同条中「10分の2」とあるのは「10分の3（当該事業費のうち40万円をこえる部分については10分の5）」とする。

(施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書を受領したときは、審査し当該災害復旧事業の事業費を決定し、その旨を補助事業者に通知する。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、第2号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第1号の収支予算書は、第3号様式によるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。

(変更の承認の申請)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、速やかに共同利用施設災害復旧事業計画変更承認申請書（第4号様式）又は共同利用施設災害復旧事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による共同利用施設災害復旧事業計画変更承認申請書の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 施行箇所の変更

(2) 施行箇所ごとの工事費が20%に相当する額を超える増減

(3) 施行箇所ごとに雑費への流用による工事費の増減

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(着手届)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該災害復旧事業の工事に着手したときは、速やかに共同利用施設災害復旧事業工事着手届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(指令前着手届)

第11条 第5条第2項の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付の決定の通知を受ける以前に当該災害復旧事業の工事に着手する必要があるときは、共同利用施設災害復旧事業指令前工事着手届(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

(状況報告)

第13条 規則第11条の規定による事業の遂行状況の報告は、当該補助金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況について共同利用施設災害復旧事業状況報告書(第8号様式)によりその年度の1月20日までに行わなければならない。

(完成届)

第14条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該災害復旧事業の工事が完了したときは、速やかに共同利用施設災害復旧事業工事完了届(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第13条の規定による実績報告は、共同利用施設災害復旧事業実績報告書(第10号様式)により事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(適用除外)

第16条 この要綱は、次の各号に掲げる災害復旧事業には適用しない。

- (1) 経済効果の小さいもの
- (2) 維持工事とみるべきもの
- (3) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗ろうに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (4) はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (5) 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの
- (6) その他知事が適当でないとするもの

(会計帳簿等の整理等)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(書類の経由等)

第18条 補助事業者が規則及び要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の福島県農林事務所又は福島県水産事務所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和54年1月18日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月4日から施行し、昭和59年5月11日以降に発生した災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別 表

1 政令第1条の2第3号に掲げる者（地方公共団体）以外の者が所有する共同利用施設

共同利用施設	内 訳
農林水産物（その加工品を含む。）倉庫	農産物共同集積倉庫、農業倉庫、カントリーエレベーター、乾繭倉庫、木炭倉庫その他の農林水産物及び製品倉庫
農林水産業用生産資材倉庫	肥料倉庫、種苗倉庫、飼料倉庫その他の農林水産業の生産に供する資材倉庫
農林水産物処理加工施設	缶瓶詰製造施設、漬物施設、ライスセンター、精米麦施設、わら工品施設、製粉製麺施設、みそ・しょうゆ製造施設、でん粉製造施設、水あめ製造施設、製茶施設、搾油施設、はっか蒸留及び精製施設、冷凍乾燥野菜製造施設、果実加工施設、乾繭施設、組合製糸施設、牛乳処理施設、乳製品製造施設、と畜場、食肉利用施設、食鳥共同処理施設、鶏卵共同処理施設、羊毛加工施設、木材加工施設、特用林産物処理加工施設、水産物処理加工施設
農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設	床土製造施設、堆肥製造施設、飼料製造施設
共同作業場	共同荷造場、共同荷さばき所、集出荷施設、農林産物共同選別所、肥料配合施設、飼料配合施設、すり脱穀場、稚蚕共同飼育所、家畜薬浴施設、家畜計量施設、染網場、干場（漁具、水産物）
産地（水揚地を含む。）市場施設	青果市場、花き市場、家畜市場、木材市場、乾しいたけ市場、魚市場
種苗生産施設	農林水産業用育苗施設、共同催青施設、種菌培養施設、種苗採捕施設
家畜繁殖施設	家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設、ふ卵育雛施設
共同放牧施設	共同放牧場にある施設
養殖施設	真珠、かき、ほたて貝等の養殖施設、養殖蓄養池（ふ化室、養殖管理室、池、堤防、水路、水門、調飼室を含む。）
農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設	

共同利用施設	内	訳
通信施設	共同通信施設、無線放送施設、陸上無線通信施設、陸上無線電話施設、気象信号所	
電気供給施設	発電施設、配電施設、充電施設	
製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）		
給水施設		
給油施設		
林産物搬送施設	モノレール、索道施設、集材施設（集材機、シュラ）	
家畜診療施設	廃棄物処理施設、排水処理施設、家畜ふん尿処理施設	
公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下同じ。）		
鳥獣侵入防止施設	鳥獣の侵入を防止するための柵	

2 政令第1条の2第3号に掲げる者（地方公共団体）が所有する共同利用施設

共同利用施設	内	訳
種苗生産施設	農林水産業用育苗施設、共同催青施設、種菌培養施設、種苗採捕施設	
家畜繁殖施設	家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設、ふ卵育雛施設	
共同放牧施設	共同放牧場にある施設	
公害防止施設	廃棄物処理施設、排水処理施設、家畜ふん尿処理施設	
鳥獣侵入防止施設	鳥獣の侵入を防止するための柵	